

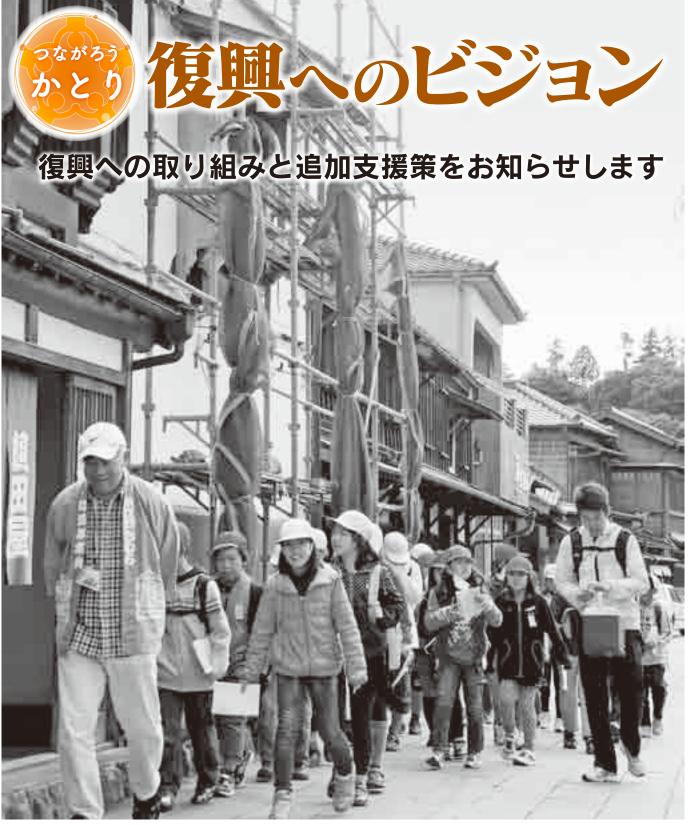
復興計画·追加支援号

平成23年12月20日

編集 香取市役所総務部秘書広報課 〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127 TEL 0478-54-1111 FAX 0478-52-4566 http://www.city.katori.lg.jp

🖊 香取市

1日も早い復興を願い



▲復興が進む中、市外からは多くの小学生たちが校外学習に訪れる



市民の皆様へ

3月11日に東日本大震災が発生し、香取市でも停電 や水道の断水、下水道の断裂、道路の寸断、河川護岸の 崩壊、住宅の倒壊や傾斜、沈下、小・中学校、農業施設 など甚大な被害を受けました。特に液状化による被害が 大きく、約3,500ha(東京ドーム約750個分)という広 大なエリアで液状化現象が発生しました。

震災から9カ月が経過し、応急復旧から本格的な復興 の段階に入り、市内のあちこちで工事が始まっておりま す。このたび、本市が一刻も早い再生・復興を成し遂げ、 安心で安全なまちとしてさらなる発展を目指すための計 画として「-東日本大震災- 香取市災害復興計画」を策 定いたしました。

市民の皆様の支え合いや助け合いの力を結集し、また、 市民の皆様と市との協働により、未来に向けてのまちづく りを推進して参りますのでご理解ご協力をお願いします。





目次

1	- 東日本大震災- 香取市災害復興計画 (概要)	3
	・復興の基本理念	
	・復興の基本目標	
	・重点的課題······	
	・計画推進の5原則	
	・復興に向けた取り組み(分野別計画)	8
2	被災状況 (平成23年12月1日現在)	12
	・建物被害、液状化被害状況、道路・河川などの被害、上水道被害	
	·下水道被害、各種公共施設被害、農業関係被害、放射能関係被害······	13
3	被災者生活再建支援金	
4	千葉県被災者住宅再建支援金	
5	香取市災害見舞金	18
6		18
7		19
8	合併浄化槽の入れ替え補助	20
9		20
10		21
11		22
12		23
13	個人向け融資制度	
14	中小企業向け融資制度など	
15	相談窓口	
16	被災者支援制度(抜粋)	28



1 - 東日本大震災 - 香取市災害復興計画(概要)

問い合わせ 企画政策課 ☎0478-50-1206

■計画の位置づけ

香取市総合計画基本構想(平成20~29年度)、および前期基本計画(平成20~24年度)を踏まえ、 震災対策の特別計画として策定し、復興への道筋を明らかにし、優先的に復興施策に取り組むことと します。

前期基本計画は、震災により目標を達成できないものや見直しが必要なものなどの検証を行い、後期基本計画に引き継ぐものとします。

■計画の役割・性格

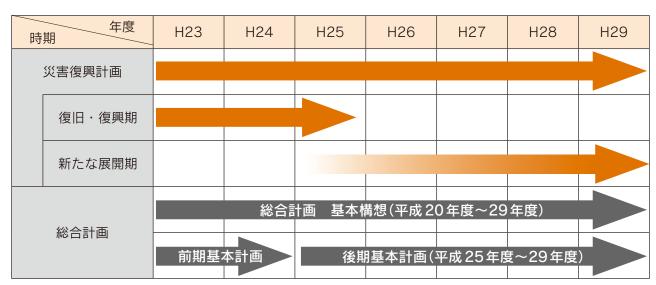
- ○災害復興のための行政計画として策定します。
- ○被災者の自立復興を支援する計画とします。
- ○国・県などに対しては、必要な復興事業の推進や支援を要請するものとします。
- ○市民・事業者・各種団体などに対しては、生活・事業再建や計画実現に向けた積極的な取り組みを 促す指針とします。

■計画期間

平成23年度から平成29年度までの7カ年計画とします。

復興にあたっては、おおむね10年後を見据えながら、総合計画の目標年次である平成29年度までの計画として、総合計画の目指す将来都市像「元気と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活気みなぎる やすらぎの郷 香取」の実現に向けて、本計画を推進します。

また、復興への取り組みを平成25年度からの後期基本計画に引き継ぎます。



復旧・復興期…主にインフラの復旧、都市基盤の再建を目指す期間 新たな展開期…暮らしやすく安心で安全なまちとして新たな香取市を構築する期間

■計画の範囲

計画の範囲は、市が主体となって推進する施策や事業のほか、国、県、一部事務組合などの公共機関や市民、各種団体、民間事業者、NPOなどの民間団体などが実施する施策や事業も含めるものとします。 また、平成22年度の震災直後から実施している施策や事業を含めます。



復興の基本理念

震災からの復興を成し遂げ、総合計画において将来都市像として掲げる「元気と笑顔があふれるま ち 一人ひとりの市民が輝く 活気みなぎる やすらぎの郷 香取」を実現するため

つながろう かとり ~支え合い 助け合いの力で 輝く未来へ~

をスローガンとして掲げ、計画を推進します。

今回のような大規模な災害時には、行政による対応のみでは限界があることが明らかになりまし た。この経験から、これまで以上に、市民・事業者・各種団体などとの連携強化を図ること、そして 地域での支え合い、助け合いの必要性・重要性が高まっています。

また、今後の復興に向けたさまざまな課題を克服していくためには、国・県・他の市町村との連携 を強化した取り組みを進める必要があります。

そのような趣旨を踏まえ、香取市の復興のシンボルマークのスローガンである「つながろう かと り」に「~ 支え合い 助け合いの力で 輝く未来へ ~」を加え、復興計画の基本理念としました。

■香取市震災復興ロゴ





復興の基本目標

基本理念を踏まえ、一体的な復興に取り組むため4つの基本目標を掲げます。

1 市民生活の再生

被災者が一刻も早く震災前の生活に戻れるよう住宅再建・生活再建に向けた支援を強力に推進します。 また、被災した市民の心身の健康を総合的にケアするため、医療・保健・福祉体制の充実を図ります。

「市民生活の再生」のために

- (1)住宅再建・生活再建の支援
- (2)医療・保健・福祉の充実
- (3) 放射性物質に対する不安解消・安全確保

2 社会生活基盤の再生

ライフラインなど社会生活基盤の復旧・整備を図ります。また、単なる復旧にとどまらず、より安心で安全なまちづくりを推進します。

「社会生活基盤の再生」のために

- (1) 道路・河川などの復旧
- (2)上下水道の復旧
- (3) 各種公共施設の復旧

3 地域経済・産業の再生

農業、商工業、観光など被災した地域経済・産業の早期復興を図ります。また、新たな産業振興を図り、地域経済の活性化を推進します。

「地域経済・産業の再生」のために

- (1)農業の再建支援
- (2) 放射性物質汚染による出荷制限や風評被害対策
- (3) 商工業の再建支援・商工業振興
- (4) 観光の振興・情報発信
- (5) 歴史的町並みの再建

4 災害に強いまちづくり

今回の震災を教訓とし、防災拠点の復旧・整備や防災体制の強化など災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

「災害に強いまちづくり」のために

- (1) 防災拠点の復旧・整備
- (2) 防災体制の強化
- (3) 再生可能エネルギーの利活用



重点的課題

4つの基本目標を達成するため、基本目標に対応したそれぞれの分野において、各種の復興施策に ついて密接に連携させながら、一体的に復興に向けた取組みを進めていきます。

計画を進めるにあたり、市では特に以下の課題について緊急かつ優先的に取り組んでいきます。

1 一刻も早い被災者の生活再建・社会生活基盤の復旧対応

震災により大きな被害を受けた市民の一刻も早い生活再建が求められています。

また、道路や河川、上下水道、各種公共施設などについて、市民生活の安全性や利便性の回復、産 業活性化のために一刻も早い本格復旧・整備が求められています。

工事に当たっては、国や県、および市役所内の連携による効率的な対応が求められています。

2 液状化対策に係る調査分析・実施と市民対応

市内の広大な面積で地盤の液状化現象が発生し、住宅地でも約140haで液状化が発生しましたが、 復旧や今後の減災に対応するための工法などについて、いまだ十分なノウハウが確立されていません。 このため、公共施設の本格復旧に関して、技術的観点や財政的観点などから早急に調査・分析の上、 対策を実施していくとともに、宅地の液状化対策に関しても、補修や再建築の方法などについて早急 に調査を行い、市民からの不安の声に対して適切に対応していくことが求められています。

3 災害に対する備えの強化・充実

(1) 災害時の応急体制の整備

浄水場などについて、非常用電源が確保できなかったことなどにより、震災直後の応急対応がより 困難となった面がありました。このため、今後の災害に備え、災害時の応急体制の整備を早急に図る 必要があります。

(2) 災害時における地域連携体制・情報伝達システムの強化

今回の震災では、行政による対応のみでは限界があることが明らかになり、地域全体で情報を共有 しながら関係者で連携して震災対応に取り組むこと、また、地域の方々の不安や不満に迅速・的確に 対応していくことの重要性が明らかとなりました。

このため、関係者の役割分担や連携のあり方について整理し地域連携体制の強化を図ることや、災 害時の情報発信のあり方について、発信すべき情報内容や情報伝達の手段等について早急に検討し、 情報伝達システムの強化を図ることが必要となっています。

計画推進の5原則

1 市民・事業者・各種団体などとの連携強化

大規模な災害時には、行政のみの対応では限界があり、これまで以上に、市民・事業者・各種団体 などとの連携強化の必要があります。自主防災組織や事業者、各種団体、地域コミュニティなどとの 連携による共助、公助、協働体制の構築に努めます。

また、地域住民の連携を強い絆へと結びつけるため「住民自治協議会」の設立や運営支援を強力に行 い、市民協働によるまちづくりを推進します。



2 国・県・他の市町村との連携強化

復興に向けた課題克服には国・県・他の市町村との連携を強化した取り組みを進める必要があります。国・県管理の道路や河川などの1日も早い本格復旧や国庫補助金のかさ上げ、有利な起債、地方交付税、一括交付金などの財政支援を要望するとともに、新たな支援策などを積極的に活用します。

また、相互応援協定などの強化や液状化被害の市町村とも連携し、要望活動などを行っていきます。

3 効率的・計画的な行財政運営の推進

復旧・復興にあたっては、市の財政を悪化させ、市民に大きな負担がかからないよう、国・県などの支援を活用し、効率的かつ計画的な行財政運営を推進します。

また、既存の事業計画の見直しや更なるコスト削減など一層の行財政改革を推進していきます。

4 事業を実施できる体制づくり

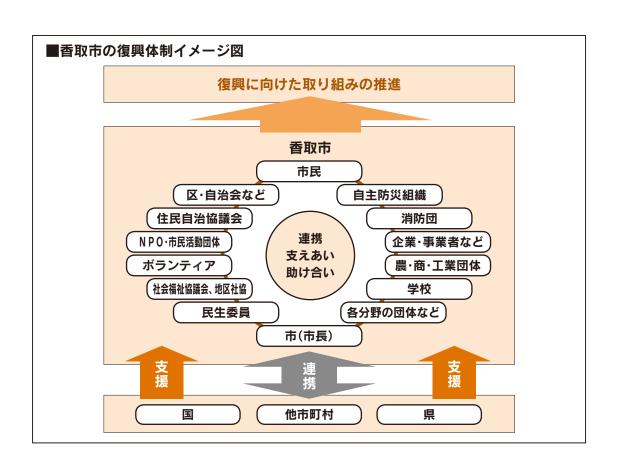
通常業務に加えて震災関連業務も行うため、職員の事務量が増加しています。新たな事業や、庁内 横断的に取り組むべき項目も多くなっていることから、各部課間の連携充実や全庁的な実施体制を構 築し、全職員が一丸となって取り組んでいきます。

また、任期付職員などの雇用を図るほか、国・県・各自治体からの職員派遣などを引き続き依頼していきます。

5 計画の進行管理の実施

本計画の円滑な実現のため、施策・事業などの進行状況の的確な把握と検証を行い、計画の実効性を高めその着実な推進を図ります。特に今後、各分野において予算と整合した詳細な実施計画などの策定が必要となることから、その進行管理を行い、事業の執行状況などを明らかにします。

また、今後の社会・経済情勢などの変化や国・県の動向に対応して、計画の見直しを行っていきます。





復興に向けた取り組み(分野別計画)

市民生活の再生

(1)住宅再建・生活再建の支援

- ①各種相談や申請などの被災者支援・対応の充実
- ②罹災証明書の早期発行
- ③各種支援情報の提供
- ④義援金・見舞金、各種支援金・貸付金など
- ⑤生活保護の迅速な対応

- ⑥住宅再建支援の実施
- (7)市営住宅一時使用料の免除
- ⑧応急仮設住宅入居者の生活支援、環境整備
- ⑨被災した浄化槽の復旧補助
- ⑩がれきの受入れの実施

(2)医療・保健・福祉の充実

- ①仮設住宅入居者などへの訪問、相談、安否確認の実施
- ②地域との協働による高齢者などの見守り体制構築
- ③緊急通報装置設置事業の推進
- ④災害時の福祉拠点・福祉サービス体制の検討
- ⑤災害時の障害者相談支援の実施
- ⑥保育料の減免
- ⑦災害時の保育所等入所児童の安全確保

- ⑧災害時の拠点病院への支援充実
- ⑨心のケアの実施支援
- ⑩健康相談の実施
- ⑪地域医療体制の検討
- ⑫小見川総合病院のあり方の検討
- ③老人福祉センターのあり方の検討

(3) 放射性物質に対する不安解消・安全確保

- ①大気中の放射線量の定期的な測定・結果の公表
- ②水道水の放射線量調査を継続実施・結果の公表
- ③脱水汚泥や放流水の放射性物質測定・結果の公表
- ④農畜産物や農地の放射性物質の 測定の実施要請・適切な情報提供
- ⑤放射能に関する正しい知識の周知



▲災害がれきの受け入れ



▲市職員による放射線量の測定



2 社会生活基盤の再生

(1) 道路・河川などの復旧

①道路・河川などの計画的で効率的な復旧を実施

②交通安全施設の早期復旧

(2)上下水道の復旧

- ①水道施設の早期復旧
- ②水道施設の耐震化・液状化対策
- ③災害時給水体制の強化
- ④浄水場、取水場の自家発電装置の設置
- ⑤水道緊急連絡管の整備

- ⑥公共下水道施設の早期復旧
- ⑦農業集落排水施設の早期復旧
- ⑧下水道施設の耐震化、および液状化対策
- ⑨農業集落排水施設(管路)の液状化対策

(3)各種公共施設の復旧

- ①保育施設の復旧・災害に備えた施設整備
- ②学校施設の早期復旧、耐震化の実施
- ③幼稚園施設の早期耐震化の実施

- ④公園施設の早期復旧
- ⑤市営住宅施設の早期復旧
- ⑥各種公共施設の復旧・耐震化



▲隆起したマンホール(新開町)



▲下水道の応急復旧(仁井宿)



▲液状化により泥水が噴出した道路(水郷町)



▲道路の復旧工事(粉名口)



3 地域経済・産業の再生

(1)農業の再建支援

- ①農地・農業用施設の早期復旧
- ②農畜産物のPRを実施
- ③農業経営再建のための融資制度の情報提供、活用支援
- ④農畜産物、産品などのブランド化などの推進
- ⑤耕作放棄地対策の実施
- ⑥圃場整備事業の推進
- ⑦グリーンツーリズムの推進

(2) 放射性物質汚染による出荷制限や風評被害対策

①農畜産物や農地の放射性物質の測定の実施要請・適切な情報提供

(3) 商工業の再建支援・商工業振興

- ①中小企業者の事業資金を融資
- ②金融相談や経営相談を実施
- ③商業振興、活性化事業に対する助成
- ④企業・大型店舗の誘致を推進
- ⑤事業主の雇用助成

(4) 観光の振興・情報発信

- ①関係機関との連携による観光資源の復旧支援
- ②水生植物園のリニューアル整備

- ③住民参加型観光イベントの実施
- ④中心市街地などの活性化計画の策定

(5) 歴史的町並みの再建

- ①歴史的建造物の罹災物件の復旧(修理費助成)
- ②街なみ環境整備事業
- ③所有者による維持管理困難物件の取得・保存
- ④伝統木造建築物の耐震化の推進
- ⑤景観阻害建築物・空き家・空店舗対策の実施
- ⑥伊能忠敬旧宅などの文化財の復旧



▲プレミアム商品券の発行



▲四街道市で実施した香取市産農産物のPR



4 災害に強いまちづくり

(1) 防災拠点の復旧・整備

①消防施設の早期復旧・整備

②学校施設の早期復旧、耐震化の実施

(2) 防災体制の強化

- ①地域防災計画の検証・見直し
- ②自主防災組織の設置推進・活動の充実
- ③防災意識啓発
- ④避難所、避難場所などの検証・防災関連情報の周知
- ⑤防災無線の整備
- ⑥災害時の情報発信体制の充実
- ⑦ホームページの災害時対応の充実

- ⑧自治会などとの情報伝達体制の強化
- ⑨地域コミュニティとの協働による防災体制強化
- ⑩緊急時相互応援協定の活用・強化
- ①土地地番などの適正化(GIS整備)
- ⑫災害時要援護者支援計画の策定・推進
- ③地域との協働による高齢者などの見守り体制構築【再掲】

(3) 再生可能エネルギーの利活用

①再生可能エネルギーの推進

②節電、省エネルギーの推進



▲使用不能となった栗源分遣所(浅黄東部)



▲消防団による土のうづくり



▲校舎屋上に設置されている太陽光発電パネル (小見川西小学校)



2 被災状況 (平成23年12月1日現在)

1 建物被害

◎被災建物総数

約6,000棟 (現在、詳細を調査中)

地盤の液状化などによる住家の被害認定の新基準(5月2日: 内閣府)が示され、建物の傾斜基準が 緩和され、新たに建物の潜り込み被害が判定の対象となりました。

◎被害認定状況 (単位:棟)

ア 全壊……220棟イ 大規模半壊……1,090棟ウ 半壊……1,359棟エ 一部損壊……3,411棟

計 6,080棟 (うち液状化によるもの2,802棟)

2 液状化被害状況

◎液状化面積

約3,500ha(東京ドーム 約750個分)

◎住宅地液状化面積

約 140ha

3 道路・河川などの被害

◎道路被災件数

550件 (現在:通行止:4カ所 片側通行:0カ所) (最大:通行止:81カ所 片側通行:31カ所)

◎河川被災件数

河床隆起…1件、護岸亀裂・傾斜など…12件、水門周辺崩壊・門扉傾斜など…6件 他に、千葉県管理一級河川小野川の河床隆起、護岸崩壊がありました

◎急傾斜地被災件数

1件

4 上水道被害

- ◎断水世帯数 19,768世帯
- ◎断水解消 4月17日(仮設配管を含む復旧工事により市内全域で断水解消)



5 下水道被害

◎影響世帯数

公共下水道:1,525世帯 農業集落排水:255世帯

6 各種公共施設被害

◎学校施設などの被害

小中学校、給食センターは、ほぼ全施設が被災 新島中学校は、液状化により使用不能

◎消防施設の被害

栗源分遣所が被災し、使用不能

◎その他施設の被害

市役所庁舎周辺、市営住宅、保育所施設、老人ホームひまわり苑、水郷佐原水生植物園、北総斎場など、各種公共施設が被災

7 農業関係被害

◎液状化などの被害

農地・農業用施設が被災

水稲被害 当初 作付不能 …2,500ha 収量減 …14,000 t 損害額…約28億円 現在 作付不能 …337.4ha 収量減 … 1,890 t 損害額…約3.8億円

8 放射能関係被害

◎農産物被害

出荷制限…ホウレンソウ (制限期間:4月4日~4月22日) 風評被害による価格下落や販売量の低下

◎脱水汚泥

上下水道の脱水汚泥の引き取り拒否や引き取り価格の上昇

市内公共施設の被害総額

約142億円 (平成23年9月までの補正予算額の合計)

(道路・河川、水道、下水道、農業関係施設、観光関係施設、文教施設、庁舎、消防施設など) ※今後、公共施設の復旧を進めるにあたり、概算で約200億円に上る見込み

3 被災者生活再建支援金 (基礎支援金の申請期間延長)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

3-1 支援金の支給対象世帯

市で発行した「り災証明書」で、全壊、大規模半壊のいずれかの被害と判定された世帯です。 住宅が「大規模半壊」、または「半壊」の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておくと非常に危 険であるなどの理由により、やむをえず住宅をすべて解体した場合には、「全壊」として扱います。 解体の完了期限が、災害のあった日から「13カ月以内」でしたが、「25カ月以内」に延長されました。

3-2 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位:万円)

ΓΛ		①基礎支援金	②加算支援金	■ 1 0 1 0
区分		住宅の被害程度	住宅の再建方法	計 ①+②
			建設·購入 200	300
	全壊世帯	100	補 修 100	200
複数世帯			賃 借 50	150
(世帯の構成員が複数)			建設·購入 200	250
	大規模半壊世帯	50	補 修 100	150
			賃 借 50	100
			建設·購入 150	225
	全壊世帯	75	補 修 75	150
単数世帯			賃 借 37.5	112.5
(世帯の構成員が単数)			建設·購入 150	187.5
	大規模半壊世帯	37.5	補 修 75	112.5
			賃 借 37.5	75



3-3支援金の申請

■申請に必要なもの

			全 壊		
	区分		半壊・大規模 半壊で解体す る場合	敷地被害で解 体する場合	大規模半壊
	り災証明書	0	0	0	0
	解体証明書		0	0	
基礎支援金	敷地被害証明書類			0	
荃 促又扳立	住民票(外国人登録済証明書)	0	0	0	0
	預金通帳の写し	0	0	0	0
	印鑑	0	0	0	0
加質士控令	契約書などの写し	0	0	0	0
加算支援金	印鑑	0	0	0	0

解体証明書………「大規模半壊」または「半壊」の場合や敷地に被害が発生し、そのままにしておくと 非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合、解体した ことを証明するもの(業者による解体証明書類、写真など)

敷地被害証明書類…宅地の応急危険度判定結果(市で発行)、敷地の修復工事契約書の写し、写真 契約書などの写し…「加算支援金」を申請する場合、今後お住まいをどのようにされるのか(住宅の建設・ 購入、補修、賃借)に応じ、そのことを確認できる契約書などの写し

■申請場所

香取市役所1階談話室、各支所の担当窓口

■支援金の支給

申請書は、市で受け付けした後、千葉県を経由して、側都道府県会館被災者生活再建支援基金部(被 災者生活再建支援法人)に送付され、同法人において申請書の内容の審査を行い、支給額を決定し、 指定された金融機関などの口座に支援金が振り込まれます。

※単身世帯の人が支給を受ける前(申請後の場合も含む)に亡くなられた場合は、支給されません(支 援金は相続の対象となりません)

※アパートなどで被災した人にも該当する場合があります

■支援金の申請期間

基礎支援金 災害のあった日から25カ月の間 (13カ月から25カ月に延長されました) 加算支援金 災害のあった日から37カ月の間



4 千葉県被災者住宅再建支援金

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

震災により、住宅が液状化などの被害を受け、国の被災者生活再建支援制度に該当しない世帯に対して、支援金を支給します。

4-1 支援金の対象世帯

被害を受けた、一戸建て住宅に居住していた世帯で、被災者生活再建支援制度が利用できない世帯 のうち、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

■対象者

- ●液状化などの住宅地盤被害により、「一部損壊」の被害と判定された住宅のすべてを解体した世帯
- ●液状化などの住宅地盤被害により、「半壊」「一部損壊」の被害と判定された住宅の地盤を復旧(住宅の基礎の補修を含む)した世帯
- ●「半壊」の被害と判定された住宅を補修した世帯

4-2 支援金の支給額

住宅の解体や地盤復旧などの費用が支給上限額に満たない場合は、その額が支給額となります。 地盤被害により、住宅が「半壊」の被害と判定された世帯が、地盤の復旧などをせず、住宅の補修の みを行った場合は、「半壊」住宅補修世帯に該当します。アパートやマンションは対象外になります。

■支援金額

支援金対象世帯	被害状況	支給上限額	※単数世帯
液状化などにより住宅全部を解体した世帯	一部損壊	100万円まで	75万円まで
液状化などによる住宅地盤復旧世帯	半壊、一部損壊	100万円まで	75万円まで
「半壊」住宅補修世帯	半壊	25)	万円まで



4-3 支援金の申請

■申請に必要なもの

支給対象世帯	液状化などによる 住宅解体世帯	液状化などによる 住宅地盤復旧世帯	「半壊」補修世帯
り災証明書	0	0	0
住民票(外国人登録済証明書)	0	0	0
工事の内訳入りの契約書などの写し	0	0	0
解体証明書	0		
敷地の液状化被害の写真など	0	0	
住宅の被害、 補修した写真など			0
預金通帳の写し	0	0	0
印鑑(朱肉をつけて押印するもの)	0	0	0

※工事完了後に、領収書や補修後の写真など、提出が必要な書類があります

■申請場所

香取市役所1階談話室、各支所の担当窓口

■申請期間

平成24年2月29日(水)まで

工事期間は、原則として平成23年度内に補修などの工事を行うこととなります。年度内に補修な どの工事が完了しない場合や、工事が開始できない場合はご相談ください。



5 香取市災害見舞金 (香取市独自の見舞金制度)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0478-50-1209

災害により、住宅が損害を受けた場合や被災世帯などに対し、見舞金が支給されます。

■支給額

区分	金額	備考
全壊	10万円	り災証明書による
半壊	5万円	り災証明書による
一部破損	1万円	一部破損などの場合は 修繕費用 10 万円以上が対象

※このほか、千葉県独自の見舞金として、住宅が全壊と判定された場合に10万円が支給されます

■申請に必要なもの

り災証明書(写し可、一部損壊などは被災による損害がわかるもの(写真など)で代替が可)、 朱肉をつけて押印する印鑑、修理費用のわかる見積書や領収書など(一部損壊などの場合のみ)、 世帯主の振込口座の通帳などの写し

■申請場所

香取市役所1階談話室、各支所の担当窓口

6 千葉県災害義援金

問い合わせ 社会福祉課 20478-50-1209

災害で被災された皆さんに寄せられた義援金の、1次配分、2次配分、3次配分の配分を行います。 アパートの住人も対象となります。

■配分額

①第1次配分、第2次配分

区分	第1次配分	第2次配分	配分額合計	
全壊	50万円	50万円	100万円	
半壊	20万円	30万円	50万円	



②第3次配分 (「香取市災害見舞金」を申請してある世帯は、新たに申請する必要はありません)

区分	第3次配分額	支給時期
一部損壊	千葉県災害義援金 配分委員会で決定	平成24年1月以降

■申請に必要なもの

り災証明書、朱肉をつけて押印する印鑑、世帯主の振込口座の通帳などの写し

■申請場所

香取市役所1階談話室、各支所の担当窓口

被災者住宅再建資金利子補給 (追加支援策)

問い合わせ 都市計画課 20478-50-1214

震災により、自ら居住していた住宅に被害を受けた被災者、またはその親族が、「被災した住宅の補 修」、または「市内で新たな住宅の建設・購入」のために100万円以上の資金を金融機関から借り入れ た場合に返済利子を助成します。

■対象 (次の要件をすべて満たす人。震災後すでに融資を受けている人も対象)

- ●本市へ住民登録し、市内在住者とその親族
- ●金融機関から平成24年3月31日出までに融資を受け、被災した自己の居住住宅の再建などを行う人
- ●市税などの滞納がない人

■助成期間

借入日から5年以内

■助成対象借入限度額

500万円以内

■助成率

年2% (融資金利が年2%未満の場合はその金利)

■申請受付

都市計画課

■申請に必要なもの

利子補給金適用申請書、金融機関との間の金銭消費貸借契約書・償還予定表の写し、借入金の使途 が確認できる工事請負契約書などの書類、建物の登記事項証明書、住民票の写し、り災証明書の写し

■その他

1月から12月までに支払った利子に対する助成金を、毎年2月に本人の口座に振り込みます。



8 合併浄化槽の入れ替え補助 (追加支援策)

問い合わせ 下水道課 20478-54-3521

震災により、自ら居住していた住宅の浄化槽に被害を受けた人が、復旧のために合併処理浄化槽本体を更新(入れ替え)する場合にその経費を助成します。

■対象地域

下水道認可区域、および農業集落排水処理区域以外の地域。

ただし、下水道認可区域内でも、下水道の整備が7年以上見込まれない地域は補助対象となります。

■補助対象

浄化槽本体を更新(入れ替え)する場合。本体や配管の修理などは対象になりません。

合併処理浄化槽から合併処理浄化槽に、また単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新が対象です。すでに設置済みの浄化槽や、着工済みの浄化槽も対象となります。

■補助基準額

1基あたり30万円

■対象の人槽

自己の居住の用に供する住宅に設置されている50人槽以下の浄化槽。 ただし、店舗など併用住宅の場合は、自己の居住の用に供される部分が50%以上あること。

■申請に必要なもの

納税証明書、被災したことがわかるもの(写真など)

9 所得税の軽減 雑損控除の取り扱い

問い合わせ 佐原税務署 ☎0478-54-1331

東日本大震災により住宅や家財などの損害を受けた人は、雑損控除により、所得税の軽減を受けられる場合があります。平成22年分、または平成23年分のいずれかの年分を選択して、軽減などの措置を受けることができます。

雑損控除の対象となる資産は、住宅や家財だけでなく、屋根瓦・自家用車・車庫・ブロック塀などや、墓石の修理、液状化した宅地の原状回復費用なども対象になります。

被災した住宅などがまだ手付かずで何もできず、そのままの状態であっても手続きができます。 損失額は、工事が終わっていれば領収書、これから工事をする場合には見積書を基に計算します。 また、合理的な計算方法(簡便法)にて計算できる場合もあります。

■雑損控除額の計算 (①と②の算式で計算した金額のうち金額の多いほう)

- ① 損失金額 所得金額の10分の1
- ② 損失金額のうち災害関連支出の金額 5万円 保険金などの支払いを受けるときは、その金額を差し引いて「損失金額」を計算します。

「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用などです。

所得税を軽減 免除する年分	確定申告 の有無	手続き	持参する書類など					
平成 22 年分	確定申告 が済んで いる人	平成 22 年分の更正請求	①被害を受けた資産の種類・取得時期・取得価額等の分かるもの ②工事が完了している場合にはその領収書などの工事金額・内訳が分かるもの。工事を行う前であれば見積書 ③取り壊し費用(解体費用)・除去費用に係る領収書 ④損害を受けたことによって受け取る保険金や支援金の金額が分かるもの ⑤り災(被災)証明書等の写し ⑥還付金の振込み先と口座番号がわかるもの ⑦印鑑 ⑧平成22年分の確定申告書(写)					
	確定申告 が済んで いない人	平成22年分 の確定申告	上記①~⑦のほか、 平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)					
平成23年分	平成23年	分の確定申告	上記①~⑦のほか、					

■手続期限

原則、平成24年3月15日まで。震災特例法を適用する場合の平成22年分の更正の請求は、平成 24年4月26日まで手続き可能となります。

また、通常は年末調整により確定申告をする必要がない人は、期限が異なります。

ただし、震災による損失額が、その年の申告で引ききれない場合には、5年間繰越ができます。そ のためには、申告期限までに申告書を提出する必要があります。

雑損控除の適用を受けないで、災害減免法による所得税の軽減免除の制度を選択することもできま す。また、事業所得がある人の棚卸資産や事業用資産などにつき、震災により生じた損失にも所得税 の軽減があります。

10 寄附金控除 (震災関連の寄附を行った人への税額軽減)

: 佐原税務署 ☎0478-54-1331 問い合わせ 所得税

> **2**0478-50-1242 個人住民税(市県民税): 税務課

個人が香取市やその他の被災県市町村に直接寄附した場合や、日本赤十字社、中央共同募金会など 財務大臣が指定する一定の団体などへの寄附も、最終的に被災地団体(被災者)の義援金として取り扱 われます。義援金は、ふるさと寄附金(ふるさと納税)となり、一定限度額まで所得税や個人住民税(市 県民税)の控除が受けられます。

■控除対象者

所得税・個人住民税の納税義務者で、実際に寄附を行った人

■控除対象となる寄附金額

年間の寄附金のうち2,000円を超える額



■控除額

「ふるさと寄附金」で控除される額は、所得税と個人住民税を合わせて、おおむね 「寄附金額 – 2,000円」 となります。控除される額には上限があり、寄附金額、申告者の所得などにより控除額は変動します。

■控除対象年

平成23年中に行った寄附は、所得税は平成23年分に、個人住民税(市県民税)は平成24年度分に 反映されます。

■対象となる寄附

- ①平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間に、国、または著しい被害が発生した 地方公共団体(被災者生活再建支援法の適用団体)に対して直接寄附した義援金など
- ②日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞や放送などの報道機 関に対して直接寄附した義援金などで最終的に国、または地方公共団体に拠出されるもの
- ③社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した 義援金など
- ④財務省や税務署などから、義援金の受け入れ先として指定や確認を受けているNPO法人や民間ボランティア団体などに寄附金として直接寄附した義援金
- ⑤その他、平成23年3月15日財務省告示第84号で指定された団体などに直接寄附した義援金

■寄附金控除を受けるためには

寄附先が発行する領収書や、振込時の控え(半券)などを添付して確定申告、または住民税申告を行います。寄附先の義援金活用目的など、内容を確認できる資料が必要となることがあります。所得税の確定申告を行う人は住民税申告の必要はありません。

11 被災者に係る医療費の一部負担金の免除

問い合わせ 市民課 ☎0478-50-1228

地震発生時に香取市に住所を有し、震災により次の理由のいずれかに該当する人は、医療機関などの窓口で医療保険者が発行する「一部負担金等免除証明書」を提示することにより、一部負担金(保険適用部分に限る)などが免除されます。

ご家族が加入している医療保険者それぞれに必要書類、印鑑、保険証を持参して免除申請してください。

11-1 一部負担金等免除証明書の申請

■免除の理由・申請に必要な書類

住家が全壊、大規模半壊、または半壊した人 り災証明書

主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した人 税務署に提出した廃業届など

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人



雇用保険受給資格者証など(雇用保険受給中は対象となりません) ※震災後、被災区域から転入した人も対象となります

■対象となる一部負担金などの免除期間

一部負担金 平成24年2月29日(水)まで 入院時食事療養費など 厚生労働大臣が定める日

■申請先

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている場合

市民課、各支所

社会保険などに加入されている場合

勤務先にご確認ください。

11-2 支払済みの一部負担金などの還付

一部負担金などの免除対象となる人が、震災以降に受診し支払った一部負担金などは還付される場 合がありますので、各医療保険者(保険証の発行元)に問い合わせ、または申請してください。

※原則として一部負担金等免除証明書が発行されるまでのものに限ります

■申請先・申請に必要なものなど

国民健康保険に加入されている場合

市民課、各支所に免除証明書、領収書、世帯主の通帳、印鑑、保険証を持参してください。

後期高齢者医療保険に加入されている場合

市民課、各支所に免除証明書、領収書、本人の通帳、印鑑、保険証を持参してください。

社会保険などに加入されている場合

勤務先にご確認ください。

12 国民年金保険料の免除 (期間延長)

問い合わせ 市民課

20478-50-1228

佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

震災により、住宅がおおむね2分の1以上の損害を受けられた人などは、本人からの申請に基づき、 平成23年2月分から平成24年6月分までの国民年金保険料が全額免除になります。

全額免除期間は、年金額計算の際に受け取る年金額が少なく計算されます。

■申請方法

年金番号がわかるもの、印鑑、り災証明書、または損害の状況がわかる書類を持参して、市民課、 各支所、佐原年金事務所で申請してください。

■申請期間

平成24年3月30日金まで



13 個人向け融資制度

問い合わせ 社会福祉課 20478-50-1209

13-1 災害援護資金

住居が一定以上の被害を受けた場合などに、世帯主に対して千葉県市町村総合事務組合より資金の 貸付が受けられます。

ただし、前々年の世帯全員の所得により借りることができない場合があります。

なお、東日本大震災における災害援護資金は特例措置により、返済方法、および利率などが変更になりました。

■対象者

住宅が「半壊」程度以上の被害を受けた人 ※所得制限があります

■利用できる金額

150万円から350万円以内(損害程度により貸付限度額が異なります)

■返済条件

6年の据置後、13年以内で償還(特別な事情があるときは8年措置後、13年以内で償還)

■利率

連帯保証人を立てる場合…無利子 連帯保証人を立てない場合…年1.5% ※利子を含めて償還後、申請により利子相当分が助成されます

■申請に必要なもの

り災証明書、世帯全員の所得証明書、申込者の住民票(写し可)、連帯保証人の住民票(写し可)、連帯保証人の保証能力を証する書類(所得証明書+固定資産税評価証明書+源泉徴収票など)

■申請期間

平成30年3月31日出まで

■申請場所

香取市役所1階談話室、各支所の担当窓口



13-2 生活福祉資金貸付制度

問い合わせ 香取市社会福祉協議会本所 ☎0478-54-4410

被災された世帯で、金融機関などで借り入れが困難な低所得者世帯に対して、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金制度により、生活費や住宅を復旧するための経費、家財道具などを購入する費用の貸し付けが受けられます。

ただし、住宅が「半壊」程度以上の被害を受けた場合は、市の災害援護資金の申請を行ってください。 ※低所得者世帯とは生活保護世帯のおおむね1.7倍程度以内の所得が目安

■生活復興支援資金

住宅補修費 住宅を復旧するための経費として貸付額 250万円以内 生活再建費 家財道具などの購入費として貸付額 80万円以内

■緊急小口資金

被災などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の必要な生活費として貸付額 10万円以内

■返済条件

生活復興支援資金 2年据置、20年以内で償還 無利子(連帯保証人が立てられない場合は年利1.5%)

小口資金 1年据置、2年で償還 無利子

■申請に必要なもの

顔写真付きの身分証明書、世帯全員の住民票、り災証明書、必要経費がわかる書類(見積書など)、 被害状況がわかる写真、収入を証明する書類

13-3 災害復興住宅融資

問い合わせ (独)住宅金融支援機構 20120-086-353

災害により住宅に被害が生じた人に対して、(独)住宅金融支援機構において融資や相談を行っています。



14 中小企業向け融資制度など

問い合わせ 商工観光課 ☎0478-50-1212

14-1 中小企業向け相談窓口

■中小企業金融相談

- ・商工観光課 月~金曜日 8時30分~17時15分(祝日、年末年始を除く) ☎0478-50-1212
- ・千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 月~金曜日 9時~17時(祝日、年末年始を除く) ☎043-223-2707

■中小企業経営相談

- ・佐原商工会議所 月~金曜日 8時30分~17時15分(祝日、年末年始を除く) ☎0478-54-2244
- ・香取市商工会 月~金曜日 8時30分~17時15分(祝日、年末年始を除く) ☎0478-82-3307
- ・千葉県産業振興センター 月~金曜日 9時~17時(祝日、年末年始を除く) ☎043-299-2907

14-2 中小企業向け融資

千葉県セーフティネット資金(震災復興枠)(平成24年3月31日貸付分まで)

- ■対象 店舗や設備などに直接被害を受けた中小企業者 風評被害などにより間接的に影響を受けた中小企業者
- ■限度額 8,000万円
- ■融資期間 設備資金10年以内(据置期間2年)、運転資金7年以内(据置期間2年)
- ■金利 年1.3%~1.9%
- ■保証料 0.65%
- ■認定基準 商工観光課で発行する、「り災証明書」または「認定書」
- ■問い合わせ 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎043-223-2707

千葉県セーフティネット資金(市町村認定)

- ■対象 経済事情の急激な変化により売上げ減少などの影響を受けている中小企業者
- ■限度額 8,000万円
- ■融資期間 設備資金10年以内(据置期間1年)、運転資金7年以内(据置期間1年)
- ■金利 年1.5%~2.1%
- ■保証料 0.75%
- ■認定基準 商工観光課で発行する「認定書」
- ■問い合わせ 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 ☎043-223-2707

市中小企業資金融資

- ■限度額 設備資金2,000万円、運転資金1,000万円
- ■融資期間 設備資金10年以内(据置期間1年)、運転資金5年以内
- ■金利 年2.5%~3.3%(保証付き) 利子補給あり(2分の1)
- ■保証料 0.45%~2.2%(保証料補助あり)
- ■問い合わせ 商工観光課 ☎0478-50-1212

15 相談窓口

■千葉県弁護士会による震災に関する無料法律相談(予約制)

- · 日時 12月24日(土)、1月14日(土) · 28日(土)、2月11日(土) · 25日(土)、3月10日(土) · 24日(土) 13時~16時
 - ※2月11日は、被災女性のための女性弁護士による相談です
- ·場所 香取市役所2階相談室
- ・予約時間 平日の8時30分~17時15分

問い合わせ・予約先 市民活動推進課 ☎0478-54-1138

■行政相談窓口(電話による相談受付)

- ・受付時間 平日の8時30分~17時15分
 - **2**0570-090110
 - **☎**043-244-1100 (IP電話などでつながらない場合)

■被災女性のための東日本大震災電話法律相談

毎週火曜日・木曜日の10時~17時 相談電話番号 **2**0120-941-826(フリーダイヤル)

災害に便乗した悪質商法にご注意ください!!

■訪問販売・電話勧誘を受けたら

「家屋の安全調査に来ました」「困っていることは ありませんか」など、無料を口実に近づき、後で不 当な料金を請求する悪質な商法があります。

- ・その場で契約せず、必ず他の人に相談しま しょう。
- ・不要なものは曖昧な返事をせず、はっきり 断りましょう。

■家屋の修理などを業者に依頼する場合

公的機関の職員を名乗り、電話勧誘や訪問販 売のケースも想定されます。

- ・必要な工事は信頼できる業者に依頼しましょう。
- ・複数の業者から見積もりを取り、適正な価格かどうか確認しましょう。

■義援金詐欺

被災地を支援したい気持ちに付け込み、街頭 や電話、はがきや電子メールを送ったりして義 援金と称してお金を騙し取る。

- ・義援金は、確かな団体を通して送るように してください。
- ・振込口座がその団体の正規のものであることも確認してください。

■もし、トラブルに巻き込まれたら

訪問販売や電話勧誘で必要のない契約を結ん でしまったら、

- ・多くの場合、クーリングオフにより8日以内 であれば、無条件で解約することができます。
- ・お困りの場合は、早めに下記の相談窓口へ 連絡しましょう。
- ・香取市消費生活相談窓口 ☎ 0478-50-1300

月、水、金曜日 9時~正午、13時~16時(祝日、年末年始を除く)

- 消費者ホットライン
- **2**0570-064-370
- ・千葉県消費者センター
- **2**047-434-0999

月~金曜日 9時~16時30分 土曜日 9時~16時(祝日、年末年始を除く)

|6 被災者支援制度(

찬
TT.
$\widehat{}$
ij
(単身)
莆
並
đ.
)は単身世帯の場
шу
<u>-</u>
(単位:万円)
₽
::
Ţ
出

· 1 · 今昭/+今% 2	障害福祉サービスなと	介護保険サービス利用		介護保険料の減免		国民年金保険料の免除	後期高齢者医療保険料の減免	香取市災害見舞金	千葉県災害義援金		千葉県被災者 住宅再建支援金 -			冉建支援金	被災者生活		· u	Į.													
◇帮;→◇% ●下井自≪中半节◇型/米回◇水子ひ!	ビスなどの利用者負担額の免除	ビス利用者負担額の免除		合計所得金額		₩	斗の減免	借家		住宅	題	## ## ## ##		加算支援金		基礎	文 摄 制 展 名	T													
まいほぐずれ	額の免除	除	750万円超、 1000万円以下	500万円超、 750万円以下	500万円以下			借家は除く		住宅補修	地盤補修(基礎 補修含む)	全住家解体	住家賃借	住家補修	住家新築、または購入	基礎支援金															
/ >	個人	個人		iii 人		鱼	鱼人	1 排	事	車	排	山	事	古書	1 排	非	単位														
} } - +	4分の1を減額		4分の1 を減額		を減額			2分の1 を減額	全額免除		全額免除	10	100					100		100(75)	知 聚	}									
•																	8分の	4分の	2分の			Ŋ	50				50 (37.5)	100 (75)	200 (150)	50(37.5)	
			8分の1を減額	4分の1を減額	2分の1を減額	住家のおおむね	2	10	100			1				100(75)	全住家解体	大規模半壊													
	全額免除	全額免除					2分の1を減額																								
			8分の1を減額	4分の1を減額	2分の1を減額	分の1以上の		10	100				50 (37.5)		200 (150)	100 (75)	全住家解体	半壊													
			畑	XEM	1	2分の1以上の損害を受けた人は全額免除		ഗ്വ	50		最大 100 (75)						液状化等 地盤被害														
						:人は全額免除 -	問い合わせ	1 (修理費10万円 以上の場合)	* -									—													
	1						問い合わせください	1 (修理費10万円 以上の場合)	* -		最大100 (75)	最大100 (75)					液状化等 地盤被害	一部損壊													
	障害福祉課 2 0478-50-1252	介護福祉課 2 0478-50-1208			3 0478-50-1228	市民課					社会福祉課 0478-50-1209					出場	+1														

※ 1:金額は今後の千葉県災害義援金配分委員会で決定します